平成２８年（フ）第３１７号
大阪府和泉市室堂町608番地の４リビオ光明池ロジュマン909号室
債務者　滝川　裕子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宅　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
大分市緑が丘２丁目26番４号
債務者　首藤　　亮
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本すみれ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２３号
宮城県東松島市小松谷地215番地　バリュー・ザ・ホテル矢本2729号室、住民票上の住所大阪市住吉区庭井２丁目20番27号　和田ハイツ204号
債務者　浦田丈一郎
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
函館市亀田本町15番15号
債務者　吉田　勇樹
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１９３０号
大阪市浪速区桜川２丁目１番19―907号
債務者　室屋　喜亮
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３０９号
大阪府高槻市桃園町５番13号　レオパレスウィニングロード304号
債務者　河野　麻衣
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４２６号
大阪市住吉区万代５丁目13番21号
債務者　百合左知子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４４７号
大阪市生野区小路東３－６－２、住民票上の住所大阪府東大阪市岸田堂西２丁目10番25号ルネシャレード　302号
債務者　田中　康雄
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４７４号
大阪府寝屋川市郡元町８番16―301号
債務者　坂東　早美
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５４３号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番Ｂ34―508号
債務者　木村ミチル
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６０７号
大阪市北区長柄東２丁目９番77―216号、前住所大阪府枚方市桜町６番８―201号
債務者　長田舜明こと　ＣＨＡＮＧ　ＳＯＯＮ　ＭＹＵＮＧ　張　　舜明
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６５５号
大阪府豊中市螢池南町２丁目12番10号
債務者　門田　奈美
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７０６号
大阪府守口市佐太中町７丁目12番15―205号
債務者　石原　康佑
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７３６号
大阪市住吉区我孫子東２丁目７番８―908号
債務者　光野　貴子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１０６号
大阪市城東区関目６丁目８番８―201号、前住所大阪市淀川区三津屋中１丁目１番11―５号
債務者　中川　優子（旧姓井藤・藤本）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１６３号
大阪府四條畷市楠公１丁目15番６号
債務者　三好三津惠
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１７１号
大阪市住吉区沢之町２丁目８番24―304号
債務者　髙松　和恵
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部